

令和4年度第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

<議事要旨>

開催日時	令和4年11月11日(金) 午後2時00分~午後4時00分
開催場所	摂津市役所 本館3階 301会議室
出席者 (委員)	石川委員(会長)、切東委員(副会長)、武田委員(オンライン参加)、小坂委員、西川委員、下村委員、百武委員、榎谷委員、市川委員、井川委員、松田委員、増本委員、東委員、辻勝美委員、辻賀代子委員、吉村委員、佐々木委員
欠席者	井口委員、西田委員
オブザーバー	摂津市社会福祉協議会 山本事務局長、辻課長
事務局	浅尾、真鍋、細井、末永、池田、坂本、亀崎
案件	<p>1. 開会</p> <p>2. 案件</p> <p>(1) 第1回審議会(書面開催)のご質問・ご意見とその回答について(資料1)</p> <p>(2) 令和3年度事業の進捗管理について(資料2、資料3、資料4)</p> <p>(3) 第9期計画の策定に向けた調査について (資料5、資料5別冊、資料6、資料7)</p> <p>(4) 日常生活圏域について(資料8)</p> <p>(5) その他</p> <p>3. 閉会</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 令和4年度第1回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催)委員からのご意見に対する回答 ・ 資料2 第8期せつ高齡者かがやきプラン令和3年度以降の進捗管理について ・ 資料3 令和3年度 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗管理 ・ 資料4 第8期せつ高齡者かがやきプラン KPI(指標) ・ 資料5 第9期計画の策定に向けた市民調査について ・ 資料5別冊 調査関係補足資料 ・ 資料6 摂津市高齡者の保健福祉に関するアンケート調査 調査票 ・ 資料7 摂津市高齡者の在宅介護に関するアンケート調査 調査票 ・ 資料8 日常生活圏域について ・ 介護の日のイベントチラシ ・ 初めてのスマートフォン体験型講習会 チラシ

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
1.開会	
あいさつ、欠席者の報告、資料確認	
2.議事 (1) 第1回審議会(書面開催)のご質問・ご意見とその回答について	
事務局	<p>「第1回審議会(書面開催)のご意見・ご質問とその回答」について説明します。非常にたくさんのご意見・ご質問をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見やご質問についての回答については、資料1としてお渡しをしています。本来であれば、1つ1つの内容について細かくこの場で説明できるとよいのですが、本日の議題もごございますので、記載している内容については割愛させていただき、5点ほど、補足の説明をさせていただきます。</p> <p>1点目は、1ページから2ページに記載していますスマートフォン講座になります。2ページ目の中程に記載していますように、広報せつつ11月号で、2ページ目の①に記載した講座の募集を掲載しています。広報では、紙面の関係で、開催日と会場のみ掲載となっておりますが、本日、講座内容や各講座の開催時間などを記載した「はじめてのスマートフォン体験型講習会」というチラシを配布しています。こちらのチラシについては、市ホームページやせつつ医療・介護つながりネットに掲載しています。定員に達している講座もごございますが、空きのある枠もごございますので、ぜひお申込みをご検討いただければと思います。</p> <p>2点目は、6ページから9ページにかけて記載している「要支援者を対象とした外出支援制度」になります。こちらについては、7ページの一番下から8ページにかけて記載している制度の趣旨の部分になります。8ページの中ごろに「制度の趣旨」として記載している内容になりますが、この制度は、「外出をすることで介護予防につなげる」ということを目的に実施しており、外出先については、摂津市内での介護予防の活動、具体的には、つどい場、健康づくりグループ、サロン・リハサロンの活動と、買い物、通院を目的とした制度となっております。また、定期的な決まった場所への外出が対象となっております。「車両で送り迎えをする」ということで、タクシー代わりととらえられることが少なからずございますが、タクシーのように、需要に基づいて即時迎えに行き、行きたい場所への送り迎えをするというものではなく、特定の目的で決まった場所に定期的に外出することの支援となります。資料に記載している内容ではございますが、改めて、ご説明をさせていただきました。</p> <p>3点目は、9ページから16ページにかけて記載している「日常生活圏域について」となります。非常にたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。後ほど、案件4で資料を用いてご説明しますが、圏域の決定については、今年</p>

	<p>度の冬に実施するアンケート調査の結果も踏まえまして、来年度の計画策定の中で決定していくこととなります。</p> <p>4点目は16ページから17ページに記載されている「よりそいクラブ」になります。こちらは、本日、担い手募集のチラシを配布させていただいていますが、社会福祉協議会に配置されている第2層生活支援コーディネーターが中心となり昨年度から実施している有償ボランティア活動になります。昨年度は市営三島団地をモデル地域として開始させていただきました。現在は、担い手のいる地域を中心に実施をさせていただいており、第1中学校区で展開をさせていただき、その他の地域については、担い手の調整のつく範囲で対応をしている状況です。今年度、安威川以南地域で、モデル地域を決定し、担い手の養成等を実施する予定となっています。</p> <p>5点目は、19ページの進捗管理になります。こちらについても、案件2でご報告いたしますが、前回の書面開催の資料としてお送りした際には「8月頃に暫定版を送付します」としておりましたが、諸事情により、お送りすることができず、今回の審議会でお出しする形になっております。申し訳ございません。</p> <p>以上、簡単にではございますが、事務局からの補足説明とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。皆様からご意見、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>個別のトピックとしてはICTの活用推進、移動支援、よりそいクラブという3つのトピックが示されましたが。ほかの案件が気になるということであれば、それについてでも結構です。皆様から寄せられたものに対して適宜回答いただいています。</p> <p>特に大きな変化としては2014年の介護保険法改正が非常に大きな変化だったと思います。あの改正によってつくられた総合事業や生活支援コーディネーターの動きが、移動支援にしてもよりそいクラブにしても、ようやく少しずつ実を結んできたともいえると思います。ただ、一方では皆様が書かれているように、それが市民の方にどこまで届いているのかということや、ここが難しいところですが、ようやくなじんできたときに次の介護保険法の改正がやってきそうな状況です。</p> <p>今後高齢者が増えていくのに応じて、やはり市民の参加が必要で、それがどこまで協力いただけるのかということと、サービスを提供してもらってそれを活用するだけではなくて、自分たちも参加して一緒につくりながら活用していくという有機的なつながりがまだできていないような印象を受けています。移動支援も1つの特徴で、業者がするのではなくてNPOでボランティアの方が移動支援に携わりながら、でもタクシー代わりではなく、今まで補えなかったところを互いに手を伸ばしながら対応していこうという、なかなかそういう意識に変化はしづらいのかなと感じます。それはつどい場のほうも同じだと思います。市民の参加による取り組みを、どう利用していくかというのは難しいのかなというのが私の印象です。率直なご意見を願います。</p>
<p>委員</p>	<p>移動支援のことです。私は介護者家族の会なのですが、始まったときに、会員さんが登録されて利用されていたのですが、最近では断られて、チケットだけ買って</p>

	無駄になっているという話を聞きます。市役所の用事や社協の用事で行くのは駄目と言われていまして、それも何とかならないのかという意見が出ています。
会長	事務局からお願いします。
事務局	<p>外出支援について、場所として市役所や社会福祉協議会への用事で行くというのが難しいのかということと、予約しようとしたが断られたという 2 点のご質問だったと思います。</p> <p>行先については、先程お話したように用途としては介護予防の活動に行くということ、通院、買い物の 3 点の目的で、なおかつ定期的なご利用と設定させていただいております。例えば、社会福祉協議会での家族の会のつどい場や楽々カフェなど、そういう場所については、健康づくりグループなどに登録していただくことで対象になってくるかと思えます。しかし、市役所ということになると、基本的には単発の用事で行くということになるので、介護予防の活動というところからは外れるので、対象外とさせていただいております。</p> <p>予約が断られたという点については、住民団体では現在、車 1 台で実施しております。予約が重なってしまうことがあり、埋まってしまっているのが難しいという返答になってしまう場合があると伺っております。実施団体と、例えば同じ方面に向かう方の乗り合いなどをしていくことで、極力乗りたい方が乗れるようにしていったらどうかという助言もさせていただいており、今後の検討課題とさせていただきたいと考えています。</p>
会長	ちなみに、他の移動支援の仕組みも複数ありますが、他のものでは難しいということですか。これは委員に伺ったほうがいいのかもかもしれません。
委員	他のものとなると、社会福祉協議会のピンチヒッターがありますが、車いすの方が対象となっています。車いすに乗るほどではないけど歩行困難な方もおられるので、今回の外出支援制度が始まったことはありがたかったのですが、なかなか利用できないということで、何とかしてほしいと感じます。
事務局	他の移動支援ということで、今委員のおっしゃったように、車いすでの外出という方については、市の移送サービスや、その登録までの期間だと社会福祉協議会のボランティアグループの一時的なサポートをしていただける場合もあります。今回始めた外出支援の目的としては、ご自身である程度体が動いて移動ができる方に関しては、極力自分で頑張ってください、要支援 1、2 の方や基本チェックリストの該当者のように、体に不自由が出てきて、しかし今まで通っていた場所に通い続けたいという方をサポートする制度となっています。そのため、元気な方についてはご自身で頑張ってくださいという考えになっています。
会長	今の介護保険制度の 1 つの特徴だと思いますが、複数のサービスがあります。例えば 2 ページのスマートフォンの質問があって、こんなにたくさん取り組みがあるのだとわかります。チラシだけ見せられると自分には向かないなとあきらめてしまうのですが、それ以外のサービスがあるならそこにアクセスできたり、ないなら自分た

	<p>ちで何とかしなければいけません、どこまで何ができていて何ができてないのかという全体像をコーディネートする必要があると思います。市民のほうも様々な制度を上手に使いこなすということも求められます。それが少しややこしいので、そこをどうみんな考えていくのかということが協議体の役割だと思います。</p>
委員	<p>移動支援については、ここだけの議論ではなかなか解決しないと思いますが、やはり交通政策の交通機関に対する助成等のあり方も含めて、市として考えるべきだと思います。従来から言われるようにセッピー号の利用がどうなのか、回るところを増やして改善しようという取り組みもされていますが、例えばタクシーの利用に助成金を出すと、個々の需要に見合う動き方を支援しないと、実際には公共の車の動き方に個人が合わせなさいという支援の仕方では行き詰まってしまう現状があると思います。せっかく補助金を出しても活かされない。支援が難しいのはよくわかるのですが、本当に高齢者が増えていって買い物が困難な地域ができてきたりという状況で支援をしていくためには個々のニーズにどう寄り添えるかという支援のあり方を市全体として検討してもらうように、高齢介護課が積極的に働きかけてもらいたいと思いました。</p>
委員	<p>私は外出支援でドライバーをしていますので補足すると、実施団体が車を1台新しく購入されたので、今後は2台が稼働すると思います。ご利用される方が、タクシーで行くと高額なところが600円で行けると大変喜ばれていました。いろいろな話をしていると、コンクリートの道なら歩けるけれど、地域の道は歩きにくくて散歩にも出られないという話もありました。高齢者に対してはまちづくりなどのいろんなことが関わってくるのだなという思いです。</p>
会長	<p>新しい情報です。今言われたように、市民の方が参加されることで、利用者とのいろんな話があったりして互いに理解が広がっていくことが、この事業やつどい場のいいところだと思います。</p> <p>ほかにもあると思いますが、この移動支援に関しては3つ目の課題の調査でもまた出てくると思います。一旦終わらせていただいて次の案件に移ります。</p> <p>では、案件2の令和3年度事業の進捗管理について、事務局からご報告をお願いします。</p>
<p>2. 議事 (2) 令和3年度事業の進捗管理について</p>	
事務局	<p>「令和3年度事業の進捗管理」について説明します。資料2、資料3、資料4をご用意ください。第8期せつつ高齢者かがやきプラン令和3年度以降の進捗管理について、資料2の1ページ目下段になります。昨年度にもお伝えさせていただきましたが、令和3年度の実施事業以降の進捗管理については、行政経営戦略基本計画の共通フォーマットを用いて行うことになっており、今後は、本日お配りしている共通フォーマットを用いた進捗管理となります。</p> <p>具体的な進捗管理のシートは、資料3となっております。資料2の2ページ目・3ページ目をご覧ください。下段に行政経営戦略基本計画の所管課作成の説明を抜粋</p>

していますが、④・⑥をご覧くださいとわかりますように、行政経営戦略の進捗管理フォーマットでは、④としてここでは施策の展開を記載していますが、「せつつ高齢者かがやきプラン」では基本目標として設定しており、基本目標ごとに、KPIとして活動指標ではなく可能な限り成果指標を掲載しています。なお「せつつ高齢者かがやきプラン」で設定している指標は、資料4として別に整理しています。

4ページ目に、行政経営戦略基本計画での進捗管理フォーマットの考え方を掲載しています。また、5ページに、先程ご説明したKPI（指標）の一覧（資料4）についての説明を掲載しています。

ここで修正をお願いします。5ページの右肩「資料3」と書いてあるのですが「資料4」に訂正をお願いします。

資料4をご覧ください。少し補足説明をいたします。実績については、原則、当該年度の実績を記載しておりますが、3年に1回実施となる調査から結果を抽出する指標としているものがいくつかございます。例えば、資料4の1ページ目の「(2)生きがいつくりや社会参加の支援」のNo.5、No.6であり、調査の年度以外については「－（バー）」表記をしております。

1枚めくっていただき、「(2)生活支援サービスの充実」のNo.17の指標となります。こちらについては、下に※印で記載をしていますが、令和3年度は、集計対象の高齢者福祉サービスとして「ひとり歩き見守り SOS ネットワーク」「訪問理美容サービス」「高齢者短期入所・ナイトケア」「ひとり歩き見守り支援シール」を追加で集計しています。「ひとり歩き見守り支援シール」については、令和3年度から開始した内容のため追加となっています。そのほかの3つのサービスについては、令和2年度以前からサービスを実施していましたがシステムの関係上、個別集計ができていませんでしたが、システム改修により可能となったため集計に含んでおります。ただし、集計するサービスを増やしたことで、令和2年度以前の数値との比較が難しいという点もございますので、下段に括弧書きで、令和2年度以前と同様のサービスのみ集計した数値も併記しています。結果、高齢者2万2,322人中2,634人で、11.8%と利用率が増加しておりますが、現状としては令和2年度と同様の推移となっています。

次に、令和3年度をとおしての事務局の分析と課題について、簡単に申し上げます。資料4、1ページのNo.1年齢別要介護認定率とNo.13の介護度別の平均年齢の指標をご覧ください。この数値においては、令和2年度を上回る結果となっており、介護予防・重症化防止の効果の兆しが見える一方、新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛等のために介護認定の申請を控える方がおられるのではないかと想定しており、この点については今後も分析していく必要があると考えています。

また、特に課題であると感じているのは、コロナ禍での自粛傾向から、高齢者がつどい場等の介護予防に取り組む機会が減少しているのではないかと考えております。例えば資料3の2ページ中、項目「1.自立支援、介護予防・重度化防止の推進」

	<p>「介護予防普及啓発事業」がございます。こちらの「はつらつ元気でまっせ講座」は、令和3年度に1団体から実施の依頼があったものの、コロナのため中止となったもので、結果0回となっております。</p> <p>そのほか、7ページ中、項目「3.介護予防・日常生活支援総合事業の推進」の地域介護予防活動支援事業で、委託型つどい場については、1か所増設し、前年度比+266の延べ参加者数となっております。こちらは令和3年度に1か所を増設し、コロナ禍においても、感染対策による運営方法マニュアルを整備し、極力開催を継続したことにより増加したものです。ただし、1回当たりの参加人数はコロナ禍以前までに回復しきれていない状況となっております。カフェ型つどい場では前年度比-67人の延べ参加者数、健康づくりグループでは、前年度比-6団体となっております。これら自主活動団体については、コロナ禍で活動の休止や、中には解散につながるケースもある状況となっております。</p> <p>これらのことから、コロナ禍でも高齢者が自主的に介護予防に取り組むことができる支援体制を整備することが大きな課題であると考えます。今後、令和4年度より開始しました外出支援の訪問型サービスDにより、つどい場や健康づくりグループへの活動参加につなげるほか、コロナ禍に対応したつどい場の運用方法をさらに検討してまいりたいと考えております。以上、進捗管理のご報告となります。</p>
会長	<p>皆様からご意見、ご質問いかがでしょうか。それぞれに関わられている事業に関するデータが提示されていると思いますが。</p>
委員	<p>資料3の12ページ、日常生活支援事業で居住支援法人を書かれています。これに関して「円滑に住まいを確保できるよう居住支援協議会事務局の支援として、会議運営に係る人的支援や情報提供等を行う」と書かれています。こちらに関しては高齢者だけではないのですが、協議会を整備し、それぞれができること、できないことはしっかり明確にしていきながら支援をしていく必要があります。構成メンバー、居住支援法人、市役所、社会福祉協議会などが関わっていくことでできることをしっかり共有して進めていくことが必要です。</p> <p>16ページの権利擁護について、相談員の派遣事業で気になるのが、施設従業者による虐待が3件とありますが、コロナ禍で当施設でも面会ができておりません。面会をするにしてもオンラインや別室を使うことによって、施設内に入っていないので他人の目が入らなくなっているのではないかと感じます。そういう状況で虐待があると思うので、相談員がコロナのために施設訪問を中止したとありますが、いつごろから相談員をまた派遣するようになるのかお伺いします。ほかの目を入れるのは大事で、相談員が来られるというのは虐待予防につながると考えています。</p> <p>17ページ、地域の就労支援事業で、就職フェアで成果があったことが書かれていますが、今年も開催しました。今年は7月9日に開催して61名参加のうち採用者4名、面接9名、見学者29名と、なかなかの数字は出たのかなと思う反面、いつも話すように、この就職フェアは費用が少ない中で周知するための労力が大変なので、</p>

	<p>おります。今年度に入って有料老人ホームも1か所を新規で受け入れが可能になり、そちらにも8月から派遣をしており、徐々に再開と拡大をしております。</p>
事務局	<p>3つ目の就労についてということで、全体としては介護人材のことかなと思っています。機械的に国の統計に当てはめてみますと、摂津市では、どの職種がということではないですが、現在、介護人材が全体で200人ぐらい不足しているとなります。2025年にはもう300人不足するということも言われておりますので、市としてもどういう支援ができるかを考えています。やはり摂津市内の事業所で専門職の方もそうですし、元気な高齢者も働いていただくという取り組みを進めていきたいので、経済的な支援なのか、人なのか、その辺はありますけども、市としても課題意識を持っており、取り組んでいきたいと思っています。</p> <p>資料の最後のところ、50床とは書いてあるんですけども、ここはご意見を伺いましたので、次回、もっと工夫をして現状どうなっているのかを見える化をするところからスタートさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>私は施設関係をしているから実感しているのですが、やはり介護人材の確保と介護現場の生産性向上、この2つはロボットを使うかICTを使うかで、現場ではみんなすごく苦勞しています。また、皆さん思うより外国人介護者は多くて、頼らざるを得ないという現状です。それなら、そういう人たちにもう少し市が研修したりとかして仕事をしてもらわないといけないと思います。</p> <p>相談員の派遣は、コロナがあってもみんな仕事はしているので、介護保険を利用している施設すべてに、定期的に派遣していただきたいです。グリーンゾーンのように、清潔なゾーンもあるわけですから、そういうことも含めて、相談員の人を派遣したり、もしくは定期的に見回りをしたりしてほしいです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。委員お願いします。</p>
委員	<p>今年2月に介護サービス相談員の公募があり、今、行かせていただいております。しかし、新しい人は、今は研修の時期で、12月1日まででないとした資格をいただけないのですけれども、頑張っております。今、お聞きしてやはり施設の必要性があり、ますます利用者にとっていいものということが最終目的であると思って勉強しております。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。委員いかがでしょうか。</p>
委員	<p>相談員として、行きたいのは山々なのですが、なかなか施設側の受け入れがない状況です。先ほど7施設と言っていましたが、多分7もないと思います。ほぼデイサービスと、あとは保健センターと昭和病院ぐらいしか受け入れがないです。だから、またコロナが流行ってきているので何とも言えないのですが、受け入れさえしてもらったら、相談員がいくらかでも行きますという状態です。本当に見に行きたいと思っています。施設の方にもお願いします。</p>
事務局	<p>今、お二方のご意見を聞いても、非常に相談員の方はやる気があって、熱心に取り</p>

	<p>組んでいただいています。先ほど委員がおっしゃったように、グリーンゾーンに入るのにはできないかという調整は私どもの役割になってきます。そういうのも踏まえて、次に 8 波がもし来たときにも、やはり今後は継続できるような形を考えたいと思いますので、それぞれのご意見をいただいたので事務局で調整させていただきます。</p>
会長	<p>ボランティアの方々の参加も必要ですし、もちろん職員の方を採用して継続していただきたいということです。また違う方法として、外国人の人材が確かに非常に増えていて、現場におられる方も普通になっているのですが、世間ではまだ認識が広まってないかもしれません。ただ、一方では例えば他市においては、介護保険事業計画ではなくて地域福祉計画で、特定技能の方などが安心して働き、地域にもなじみながら働き続けられるような取り組みもされています。いろいろ取り組みは可能だと思いますし、そういった拠点が摂津にも資源としてあると思いますので、ぜひ保健福祉課と高齢介護課の連携、そういった部分も期待したいところだと思います。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料 4 の No.7 老人福祉センターの利用者数が令和 2 年度実績が 6,683 人、令和 3 年度が 6,018 人で、令和 5 年度が 2 万 5000 人まで急激に上がっているのですが、これはコロナが落ち着いてこの数になるということ想定しているのか、どこかに老人福祉センターが新たに設置されて増えるという意味なのか、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらについては令和元年度に計画を策定しまして、委員がおっしゃった 1 つ目の答えになります。コロナが落ち着いて来館者数が戻ってくるという前提で目標を立てております。令和元年度の時点でコロナがどの程度まで収束するのかということが不確定だったこともあり、令和元年度あるいは平成 30 年度の利用実績まで戻るというところで 2 万 5000 人としているところです。</p> <p>もし介護保険事業計画かがやきプランを本日お持ちの方がいらっしゃいましたら 46 ページに平成 30 年度の利用者数が 2 万 5060 人、令和元年度の利用者数、年度末の時点で新型コロナウイルスが若干流行っておりましたが 2 万 1708 人になっております。平成 30 年度のコロナがなかった期間まで利用者数を戻していくというところで 2 万 5000 人と書かせていただいています。</p>
委員	<p>人口分布が変わるので、そこは勘案すべきと考えます。</p>
委員	<p>補足ですが、やはり今の高齢の方は働いていますので、福祉センターに来られるよりも、仕事をして給料を稼いでという方が増えていますから、ここまで回復するのかなというのは少し気にはなりました。あとは委員が言われたように、人口が変わってきていますので、そのまま同じになるかなと疑問に思います。</p>
会長	<p>ほか、皆様いかがでしょうか。これらの議論は第 9 期の計画に入ってきますので、そこで改めてどういったポイントが重要になってくるのかということを検討していく意味もあると思います。9 期の計画の策定に向けた調査についてが次の案件でございますので、事務局から調査についてご説明をよろしくお願いします。</p>

2.議事 (3) 第9期計画の策定に向けた調査について

事務局

第9期計画の策定に向けた市民調査について説明いたします。資料5をご用意ください。一部資料5の別冊であったり資料の6、資料の7を使う部分もございます。

それでは説明に移ります。スライド2になります。令和6年度から令和8年度を期間とする第9期せつ高齢者かがやきプランの策定に向けて、2種類の市民調査を実施します。1つ目が高齢者の保健福祉に関するアンケート調査、2つ目が高齢者の在宅介護に関するアンケート調査となります。この2つの調査については、国が計画の策定に当たって実施を求めている調査となっております。どちらの調査も概ね前回の調査項目を踏襲しております。前回の調査からの主な変更点を2つ記載しています。

これまでは、調査票は無記名・付番なしとしていましたが、厚生労働省の提供している「地域包括ケア『見える化』システム」への登録を行うことに伴い、調査票に番号を付番し、介護認定などの情報と紐づけが行える形式に変更しています。この変更により実現できることとしては、矢印の後ろに記載していますが、国が統一している設問について、システム上で、他市町村あるいは大阪府、国などの平均値と比較ができるようになります。また、次回の調査以降になりますが、今回調査を受けた人が今後介護認定を受けたかどうかを確認することが可能となり、長期的には、どのような方が介護に陥るリスクが高いのかを確認していくことが可能となります。

続きまして、スライド3の「高齢者の保健福祉に関するアンケート」になります。調査票としては、資料6の調査となります。こちらは、要介護状態になる前の高齢者の介護リスクや社会参加の状況を把握することが目的となっております。調査の対象者としては、50歳以上の要介護1から5の認定を受けていない方から2,000人を無作為抽出します。内訳としては記載のとおりとなります。また、設問数についても記載のとおりです。なお、国の項目については国の調査の指針上、設問の文言や選択肢の変更は不可となっております。

4ページに移りまして、調査の内容としては、国の設問、市独自設問それぞれ記載のとおりとなっております。資料6の記載中で「独自」と記載している項目については市が独自で設けている設問で、書いていないものは国の設問となっております。国の設問としては「介護予防」が主な目的となっており、1点目にあるような体を動かすことや食べること、生活や地域での活動などが主な項目となっております。市の設問としては、市の取組等の普及に向けた現状把握が主な目的となります。調査の特徴は、主な変更点でお伝えした内容と重なりますので割愛させていただきます。

続きまして、「高齢者の在宅介護に関するアンケート調査」になります。配付資料としては、資料7の調査となります。こちらは、「高齢者の在宅生活の継続」や「家族介護者の就労継続」を目的としています。調査対象は、11月1日現在で要支援・要介護認定を受けている方で、介護保険施設に入られていない方から1,200名を無作為抽出します。設問数と調査内容は記載のとおりとなっております。

調査内容としては、要支援認定者・要介護認定者の受けている介護の内容や今後の施設等への入所・入居の検討状況について、あるいは家族等の介護者の就労の状況などを調査するものとなっております。調査の特徴としては、スライド6のとおりとなっております。こちらの調査については、「見える化システム」への登録については、

	<p>国の方から「今後行えるようになる予定」と伺っていますが、登録を行いましたら、先程お話した保健福祉に関する調査と同様に、他市町村との比較が行えるようになる予定です。</p> <p>スライド7に移りまして、現在の調査の予定スケジュールですが、本審議会でご審議をいただきまして、修正などがありましたら修正を反映した後、12月に調査票を送付する予定です。その結果については、来年3月に実施予定の第3回審議会での提示を予定しています。調査項目については、どちらの調査票も前回の調査をベースとしていますが、追加した項目や変更した内容については、資料5別冊にまとめております。</p> <p>本日の審議会でご委員の皆様にご審議いただきたいこととしては主に2点あります。1つ目は、調査の項目として特に追加を求める項目があれば、ご意見をいただきたいと思っております。現時点で設問数が多いため、多くの反映は難しいですが、「どうしても」という項目がございましたら、お願いいたします。また、調査の分析に当たって事務局に伝えておきたいこと、例えば項目間の関連性について分析を求める内容がございましたら、ご意見をいただければと思います。以上、簡潔にはございませんが市民調査の説明です。</p> <p>最後に、1点、調査票の修正がありますのでご報告いたします。資料7の「在宅介護に関するアンケート調査」をご確認ください。最終ページとなる12ページの間33で「1つだけ○」となっておりますが、こちらは「自由記述」となります。お手数をおかけしますが、修正の程、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>では、ご質問ご意見等いかがでしょうか。特に今最後におっしゃったように、こういった調査方法の追加やクロス集計、関係性のところが知りたいとか、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料7の5ページで、どこに行きたいのかという中にまた養護老人ホームが外されています。意図があるのかというのがまず1つ聞きたいです。前回もこの話をしています。養護老人ホームが必要でないなら公にしなくていいです。私も個別に、摂津市からの措置者が少ないので、摂津市として養護老人ホームをどのように考えているのか教えてほしいという話をしに行っています。ただ、居住支援をやっていくという中でも低額所得者の居場所として、介護を要しないけれども在宅生活で家族の関係や生活しにくい方は措置制度として、概ね65歳以上の方で、在宅では厳しいけれども施設に入れば自力で生活ができる人が養護老人ホームに入られるわけです。この中には軽費老人ホームをうたっていて、有料老人ホーム説明の中にも「特養や軽費老人ホーム以外で、高齢者の入居に食事などの介護や日常生活の支援サービスが受けられる施設」と書いています。養護老人ホームも同じです。支援もするし食事の提供もします。そして介護を必要とする方も、うちの場合、摂津市の養護老人ホームは特定施設もやっていますので、有料老人ホームよりも受け入れる可能性が高いですし、費用に関しても低額の方はより費用がかからずして生活できるということが一番のうたい文句です。ここをなぜいつも外すのか伺いたいです。私が委員じゃなかったら、ずっと養護老人ホームは外されていくのだろうと思いますし、養護老人ホ</p>

	<p>ームの必要性というのは、全く摂津市としてはないのかという話を毎回しているので、もう一度ここで報告させていただきます。お願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>資料 7 の問 14 のところで養護老人ホームがなぜ入っていないのかということです。こちらの場合、養護老人ホームの特性ということになってくるのですが、養護老人ホームについては、ご本人が入りたいと希望をして入る施設ではなく、例えば家が火事で焼失してしまって行き先がないという方、あるいはやむを得ない家庭の事情で自宅での生活ができないという方に対して、市町村が措置をして入所する施設ということになっています。そのため「どのような施設を希望しますか」というように、ご本人の希望に応じて入る施設ではないということで、調査の趣旨から外しております。</p> <p>ただし、今回意見をいただいておりますので、施設の種類、特性の記載をした上で、調査の項目としては追加をさせていただく形で対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>今の説明で、措置なので希望で入れるわけじゃないのかという話はわかりますが、例えば盲養護老人ホームについていえば、養護老人ホームしかないわけです。だから、目の不自由な方がどこに入りたいかということからいえば、措置されるかどうかという問題は別の問題として、最初から養護老人ホームを希望されるわけです。だから、希望をされる施設としていえば、養護老人ホームは選択肢としては入れるべきだと思います。</p>
委員	<p>はい、同じ考えです。選択肢がない理由として「措置により入るものだから」ということですが、希望するのは入られる方です。市が選ぶのだったら、もっと 8 万人を周って、この方は施設が対象だと調べて周るぐらいの調査をしていればいいのですが、養護老人ホームの情報すら伝わってなければどこに行ったらいいのかもわからない中で、まず外されます。養護老人ホームとは何かということも一つですし、低額の方に対しては、措置にはなりますが、措置とはどういうことなのかということをしかりと説明するという行政としての責任はあると思っております。毎回ここでこのお話をするのもどうかと思っておりますので、もう少し市の中で養護老人ホームのあり方というのは検討をしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。どのサービスであっても、やはりまず選ぶのはご本人であるというのは福祉の原則かとは思っています。ほか、皆さんいかがでしょうか。</p>
委員	<p>日常生活圏域ニーズ調査について、15 ページに現在困っていることや不安なことがありますかという設問はあるのですが、例えば日常的な生活圏を調査することなら、どの範囲で動いているのかとか、普通日常的な買い物で困っているということはあるのでしょうか、そういう解決方法はどこでされているのか、どの範囲で日常的な生活をされているのかという点が気になります。というのは、鳥飼のまちづくりに関わるいろいろな調査をされたときに、特に鳥飼地区はそうだったのですが、中学</p>

	<p>校区から出られない、その範囲内でほとんど生活をされているというような実態調査がありました。そのほかの移動についてもほとんど移動されてないです。移動手段がないということが一番大きくて、そういう中で困られている、例えば買い物などが浮き彫りにされたのですけれども、生活の実態調査という限りでは、もう少しそういう高齢者の困られている実態が調査としてわかるような項目があってもいいのではないのかなと思います。特に日常生活圏との絡みで、線引きを何とかしたいという話もあるようなので、そこのところも含めて何か調査項目としてあってもいいのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。そもそも地域包括ケアシステムというものが日常生活圏域をベースに検討するものですので、せめて安威川以北、以南でももう少し地域特性が分析できないのかというのは何回も言われていることかとは思いますが。事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>今すぐにどの項目でというのは思い浮かばないのですが、案件 1 で委員から公共交通の政策についてのご意見もありました。買い物の困難地域でタクシーへの補助とかにも関係するのかなということもありまして、我々としても高齢者の交通、移動をどうするのかということも踏まえて考えていく必要があります。今回初めて資料 6 の 4 ページに高齢者の移動範囲ということで運転免許の返納ということも入れています。高齢者が行きたいところに行けているのかどうかというのは、やはり大事な視点だと思っています。また、今までは「安威川以北、以南のどちらに住んでいますか」だけだったのですが、今回はお住まいの地域はどこですかということもお聞きしています。今ご指摘ありましたが、過去には摂津市でも調査しましたら、安威川以北の人は以南になかなか行かない、以南の人は川を越えて以北に行かないという動き方をしているのではないのかというデータも出ていますので、生活実態はどうなのかということは少し考えさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>まず在宅介護の調査のところではヤングケアラーの実態について、せっかく調査するので入れてほしいです。</p> <p>2 つ目は、今、移動の問題がありましたが、結局介護以外の生活問題を抱えている人がすごく多くなっています。いわゆる複合ニーズです。そこで生活支援コーディネーターの役割がますます重要になってくると思います。市としてその人たちのデータが必要だと思うので、あえて複合ニーズを持っている方に、意識的にそういう人のニーズも調査したほうがいいかもしれません。なにせ複合ニーズで、介護のことなんかより、むしろそのことで現場のケアマネジャーは疲弊しています。</p> <p>あともう一つ心配するのが、介護度が上がると回答者が少なくなるというのがありますよね。そういう人には、ケアマネとかの対応でしっかり介護度の高い人に調査をしてほしいという気がします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。私事ですが、現在、大阪市の介護保険のこの 10 年の経緯</p>

	<p>をある研究グループがまとめていて、その制度を見させていただいて、やはり複合的な生活課題への対応に苦慮しているというのが最後のポイントでありました。</p>
委員	<p>今の委員と同じ意見なのですがけれども、この在宅介護に関するアンケート調査のB票の主な介護者の方についてというところで、例えば問26は勤務形態についてという形で、最初から働いている、あるいはそれぐらいの年代の方を前提にして調査項目の設定がされていると思います。そうではなくて誰が主な介護や生活の維持に関わるところを担っているのかみたいなことを把握するとよいのではないかと感じます。もう少し年齢区分として、あるいは小学生、中学生、高校生、大学生とかいうような区分があるのがいいのかわからないのですが、委員が言われたようなヤングケアラーの実態はやはりあるのだらうと思います。摂津市でもそんなに大きくクローズアップはされていないですが、そこの実態調査につながることも考えられたらなと感じます。せっかくされる調査なのでから活かせるらいいと思います。</p>
会長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>お二人の委員からございましたヤングケアラーについては、調査項目として設けるかという議論は、事務局でもございました。その中で、前回のアンケート調査の際に、調査対象者の方を主に介護している方の年齢というのを伺っております。前回、この項目につきまして20歳未満・20代と回答した方が0人で、ヤングケアラーの調査をしようとしたときに、おそらく回答数が少なく、アンケート調査での集計の範囲として良いのかどうかというところがございまして、今回は除いております。ただし、現在、大阪府でヤングケアラーの実態調査ということで、ケアマネジャーの事業所や包括支援センターに、ヤングケアラーに当たる方がどれぐらいいるのか、担当されている事例の中であるのかということ进行调查しております。調査の結果など、また大阪府から報告がございましたら、審議会の場でも共有させていただいて、ヤングケアラーの実態を共有できればと思っています。</p> <p>今回アンケート調査の中で設けるかという議論はあったのですが、そういった関係もありまして除いております。</p>
委員	<p>例えば2人で介護をしている、メインはお母さんだけ子どもがそれを補助しているというようなことがないのか、本当に0人なのかという疑問があります。やはり、サンプル調査をすると声が出てきます。教育のほうでそういうアンケートがあったら、そこで「あなたはおばあちゃんの世話をしていますか」のように、せっかく市がやる調査だから実態を把握したほうが良いと思います。ここでしなくても、教育委員会のほうですとか、私はしてあげたほうが良いと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。複数の分野が重なっている問題でもありますし、だからこそ重層的支援体制整備事業というものが国でも言われだしているのかと思います。ただ、私も摂津市居住支援協議会の立ち上げや居住支援法人の居住支援事業を整備させていただきました。調べていくと、非常に濃厚に家族問題が複雑で、もちろんヤングケアラーもあるでしょうし、介護されている方が実は障害を持っているなど、非</p>

	<p>常に複雑な問題が背後にあるからこそその問題が起こり、またケアマネジャーやいろいろな方が困られているという事情があります。ただし、それをアンケート調査でどういうふうに見出せるのかというところは、少し難しい面もあります。これは生活困窮者支援の領域の問題かと思えますけれども、そういった調査もあまりされていません。少なくとも摂津市でされているのを聞いたことはないです。ただ、そういった視点もこの高齢のアンケート調査でも必要でしょうし、地域福祉計画でも必要な課題かと思えます。</p> <p>ほか、皆様いかがでしょうか。オンライン参加いただいている委員は大丈夫でしょうか。</p>
委員	<p>先ほど、ヤングケアラーというお話がありましたが、ヤングケアラーは18歳未満というのが通説です。それと併せて、ケアという意味ではヤングアダルトケアラーという、少し上の18歳以上から23ぐらいの若い世代というようなところもありますので、こちらのほうを具体的にとるとしたら、18歳未満かなと思いました。ヤングケアラーというところでは、この高齢者福祉計画と合わせてとるところもあるようですので、私としては、検討して実態把握ということもいいのではないかという意見です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。地域包括支援センターの立場からのご意見などはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ヤングケアラーの相談は、包括のほうには、現在のところあまり来ていません。ただ、複合的な課題のある家庭については多数ご相談いただいています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。こういったアンケートの内容が次の取り組みにもつながってきますので、こういった取り組みが必要だという視点から項目を考えていただくことも重要かと思えますが。</p> <p>そうしましたら、ほかにもあるかもしれませんが、何かこれはと思われましたらまた事務局にご連絡、ご相談、ご意見を寄せていただければと思います。</p> <p>では最後の案件の日常生活圏域について、事務局から説明をよろしく願いいたします。</p>
<p>2.議事 (4) 日常生活圏域について</p>	
事務局	<p>「日常生活圏域」について説明します。資料8をご用意ください。本日の内容については、1ページ下段の「本日の内容」のとおりとなっています。</p> <p>1枚めくっていただきまして、スライド3に移ります。新しく委員になられている方もいらっしゃるので、これまでの流れを大まかに記載しており、説明を加えます。</p> <p>1行目・2行目に記載されていますように、平成18年3月の「第3期介護保険事業計画」の策定に当たり、国の指針として、地域ごとに介護事業所の利用見込み量を立てる目的で「日常生活圏域」を設定することが義務付けられました。本市におきましては、人口・交通事情・介護施設等の整備状況を鑑み、市の中央部を流れる安威川</p>

を中心に、安威川以北圏域と安威川以南圏域の2圏域を設定しました。第3期計画から第7期計画までは、2圏域を維持してまいりましたが、令和3年3月の第8期計画の策定に向けた議論の中で、委員から、「日常生活圏域について、改めて検討していただきたい」とのご意見をいただきました。審議会の答申としても、「圏域の見直しの検討を進めてください」とのご意見をいただき、計画としては、「第9期計画に向けて、第8期計画期間中に圏域の見直しも含めて検討を行います」と記載させていただいております。

スライド4に移ります。それを受けまして、1行目ですが、書面開催となった昨年の第2回の審議会の際に、審議会意見の整理、日常生活圏域に関する説明資料、北摂他市の状況、摂津市内の人口や医療資源や介護資源の状況を提示しました。そして、第3回目の審議会で資料の説明を行い、委員のご意見を踏まえ、5圏域・3圏域・2圏域の3案を検討していくこととお諮りしました。3行目に、前回の書面開催の際になりますが、考慮すべき事項と、それをまとめた資料編を提示させていただきました。

スライド5からここから8ページまでは、前回資料の説明となります。日常生活圏域ですが、国の説明としては「地域包括ケアシステムの単位となる地域」となっています。地域包括ケアシステムは何かと言うと、厚生労働省ではこの黒丸のように記載されています。つまり、「住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要なサービスが提供される地域」が日常生活圏域となります。

スライド6が「地域包括ケアシステムの姿」として国が用いている概念図になります。右下の波線部分に書いてありますように、「おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域」として「日常生活圏域」がございます。

スライド7には、整理として、スライド5と6の内容をまとめております。

スライド8ではイメージ図を記載しています。日常生活圏域は、中段に記載していますように、地域包括ケアシステムの構築の単位となり、主に医療サービスの提供や介護サービスの提供の単位となります。介護予防の取り組みや生活支援、つまり地域の住民同士の支え合いや関係者同士のつながりづくりについては、より身近な活動として日常生活圏域、より細かな単位で取り組まれていくものとなっています。また、「地域包括ケアシステムの実現」では、市全体の取り組みという文脈で話されることもあります。そのため、全ての圏域で地域包括ケアシステムが構築され、市全体で地域包括ケアシステムがうまく回っていくことの実現、最終的な目標ということで、大囲みで市全体の地域包括ケアシステムの実現ということを書かせてもらっています。

スライド9・10で、前回の審議会でもいただいた主な意見について掲載しております。まず、地域包括支援センターについて、圏域ごとの設置への希望や地域活動との連携、職員の意見交換、周知についてご意見をいただいております。次に、先程ご説明したアンケート調査についての意見をいただいております。前回、書面開催ということ

	<p>で説明の機会がございましたが、圏域の決定については、令和 5 年度の計画策定の中で行っていくものとなります。ただ、アンケート結果の集計にあたり、ある程度の方向性を持っておく必要があることから、検討をする圏域の案を提示させていただいているものとなります。</p> <p>スライド 10 ですが、圏域の区分については、様々な立場から、ご意見をいただいています。それぞれの圏域とすべきというご意見について、主なものを記載しております。そのほか、地域との交流、担い手の育成、介護保険料や介護保険制度についての周知・広報についてのご意見をいただいています。</p> <p>圏域との関係で、調査の集計について補足説明させていただきます。</p> <p>先ほど調査の際にもお伝えしましたが、今回の調査については、調査票に付番をし、校区の情報や介護認定情報と紐づけた形で集計を行います。そのため、基本的には、校区の情報がわかる形で集計を行います。ただし、まれに番号部分のみ切り取られる方がいらっしゃいます。その際は、ニーズ調査については、調査票に町名を選択していただく欄を設けていますので、その町名を基に、可能な範囲で校区を特定します。ただし、地名から校区の特定が難しい場合については「不明」として取り扱います。地名から校区の特定が難しい場合の例は、資料に記載しております。</p> <p>今後のスケジュールですが、スライド 12 に記載のとおりとなります。圏域については、計画に記載した上で運用となりますので、令和 5 年度の計画策定の中で決定し、計画に記載した上で、令和 6 年 4 月以降の運用となります。</p> <p>以上、圏域に関する事務局説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。皆様、今までもいろんなご意見を寄せていただいている件ではございますが、改めてご意見、ご質問いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>この日常生活圏域というのは、主語が誰かということがやはり問題だと思います。主語はあくまでも高齢者です。厚生労働省が書いているとおり、地域包括ケアシステムをつくる側が主語ではなくて、受ける側がまず主語です。それに対して、どういシステムを整備していけるか、あるいはしていかなければならないかということで、行政の側の対応なり、あるいは利用者や介護事業者の対応があるわけで、提供する側のための圏域ではないということです。そういうことから言えば、どういう範囲で高齢者が活動できるのか、生活できるのかということを第一義的に考えたときに、もちろん一定の折り合いはあります。事務局がさっき言われた一番身近なところで言えば、自治会単位ぐらいのところでは、おそらく支え合いとか助け合いとか言われたときには難しいのが現実です。そのところを、いろんなサービスの要素が存在し得るような、独立した圏域として成立するかということとそんなことはあり得ないということとはよくわかるので、そこにはもちろん折り合いは必要ではありますが、しかし考える出発点は、高齢者にとってどの範囲であれば、それこそ厚生労働省が言うような、30 分以内にサービスに到達できるような範囲なのかどうかということをもとに考えるべきです。その上で、今できることとできないことがあるわけですから、どう近</p>

	<p>づいていけるかということは、行政に対する目標の問題として設定はしていかないといけないと思います。思いますけれども、まず圏域と考えるときに、誰が主語かということをやはり出発点に置くべきだと私は思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。何となくそうですねという空気になっていますが。委員いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今おっしゃったように、やはり高齢者が中心ということになると、情報というのをすごく密にしないといけないと感じます。私の身近な人とかいろんな方でも本当に情報って何となくで、言葉も知らない方もはっきり言って多いです。高齢者のサービスについても、ほかのことも、言葉は知っているも、それをどう使うかっていうことも知らない方も多いです。やはりこういうせっかくの制度、外出支援制度とかいろいろできているけれど、本当に一部の方しか知らない状況です。そうすると利用できないことがすごく多いと思います。だから、やはりもう少し密に、どのように情報提供したらいいかとなってくると人材が要ると思います。実績報告を見ている、ライフサポーターの対象者数も増えているわけでもないし、そうすると、やはり行政やケアマネジャーに動いてもらって情報提供していただくとすごく届きやすいのかなと感じます。我々民生委員もその辺は勉強していかないといけないところかなとは思っているのですけれども、どうすれば情報を本当にしっかりと隅々まで届けて行けるかということを考えていただきたいと思います。</p>
会長	<p>第6期でしたか、情報提供が大きな柱として出ていたこともあったのですが。事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>今、会長から第6期のときに情報提供を一本の柱として、それ以上に土台としてやっていたというお話をいただいたところです。行政として、もちろん伝えるべきところは伝えていくべきと考えておりまして、一方で、例えば個別に言って回るのはなかなか難しいのが現状です。高齢者の方が何から情報を得ているかといいますと、特に友人、知人からの口コミで知ったという方が多いというのが出ております。前回のニーズ調査でも、特に女性の場合は、知人・友人からの情報という方が多かったです。その中で行政として、例えば出前講座などのときに、お越しの皆様には知っていただくのはもちろん、自分たちの地域に戻った後、あるいはお知り合いの方に可能な範囲で、今日の内容をぜひ伝えてあげてくださいということを申し上げております。例えば高齢者の住まいのパンフレット、福祉サービスのパンフレット、認知症に関する支援のパンフレットなど、市でもいろいろなパンフレットを作成しておりまして、もちろんそれを市としても提供していくけれども、そういった媒体があるということを経験の口コミで、可能な範囲で自分の関わる人に知らせていただく、そのようにしていろいろな方々まで情報が伝わるようにと考えております。</p> <p>また前回、情報の発信不足があるのではないかとのご意見をいただいております。資料1の9ページに、今年度からというところになりますが、摂津市で「せつつ医療・介護つながりネット」というサイトを提供しています。昔は介護事業所や医</p>

	<p>療機関などの情報が載っているのみでしたが、令和 3 年度にデザインがリニューアルされ、市民向けサイトにお知らせが掲載できるようになりました。今年度、このサイトでシニア向けの情報の掲載量を少しずつ増やしており、広報での周知のほかにもこういった媒体を通じて発信をしていきたいと思っております。もちろん、サイトということで見られる方、見られない方というのはいらっしゃるかと思えますけれども、スマートフォン講座なども活用しながら、見ていただけるように少しずつ普及させていきたいと考えております。</p>
事務局	<p>私がいつも課内で話をするのは、こういうふうに伝えようと思っておりますという話をされたときに、「伝える」のではなく、「伝わる」のが大事ということです。理解してもらって初めて意味があるという話を本当に毎日のようにしています。一番知っていただきたい地域包括支援センターでも周知がなかなかできていないというところが常にあります。資料 1 の 11 ページを見ていただきますと、委員の方から地域包括支援センターについて知り合いに聞いてみたけれども、なかなか知っている方が少なかったということも書いていただいています。ゴミ収集車からの宣伝もどうですかというご意見もいただいておりますので、こういったことを参考にしながら、どうやったら「伝える」のではなく「伝わる」のか、そこをしっかりと考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。なかなか情報は難しく、そもそも知らないと使えないですし、知っているだけでも使えないというか、使い方がわからないと、イメージできないと使えないです。例えば、審議会の前に委員と話をしていたのですが、施設外の団地での相談活動をしていて、最初はチラシを少ししか貼ってもらえなかったけれども、知っていただくがたくさん貼っていただけという話がありました。理解が進むとどんどんニーズが出てくるということですので、情報を生きた形で伝え、どういうふうに市民がそれぞれキャッチして膨らませていくのかというところが非常に課題になると思います。それに近い話で、居住福祉という言葉があります。居住福祉とは安心して暮らすことですが、それは安心してもらえる住宅とかをつくることも大切なのですが、それを使いこなす、住まう力、人が暮らしていく力そのものを身につけていくことも大切です。それと同じだと思います。いろんな情報とか、いろんな取り組みとかを活用していく力も求められています。でも、そのためには、やはり市民がそれぞれ話し合うというか、先程外出支援の運転手をしている委員がおっしゃったように、参加されて利用された方といろいろ話をすると、そこでより取組の意味や新しいニーズというものが互いに広がっていきます。そういったいろんな市民の方が、関わる必要があります。もちろん市役所にも頑張っていたきたいのですが、市役所が頑張るだけではなかなか進んでこなかったところもあります。市役所に頑張っていたきつつも、ぜひ市民の方々が参加して、より取り組みたい、そこで、やってよかったとか利用してよかったなというふうに思えるような、そういったつながりというか取り組みを広げていくようなネットワークづくりがこの地域包括ケア</p>

	<p>システムだと思えます。そういった方向で、皆様の日々の頑張りや取組が上手につながっていくようなことが改めて求められているのだと思えます。そこをまた皆様と頭をひねりながら考えていきたいというふうに私も思いました。</p> <p>時間が迫っておりますので一旦、本件につきましては終わらせていただきまして、これにつきましてもご意見等ありましたら、また今後の審議会の中でよろしく願いします。</p> <p>それでは案件5、その他ということで事務局からよろしくお願いいたします。</p>
2.議事 (5) その他	
事務局	<p>3点ほど連絡です。まずお手元にお配りしておりますイベントの案内ですけれども、11月13日の日曜日、コミュニティプラザで「SDGsでつながる介護の日イベント」を開催します。こちらはSDGsに絡めまして、6つのエリアに分けて催しをします。連携させていただいています大阪人間科学大学の介護福祉の授業の動画の配信をさせていただいたり、いろんな団体の取り組みをご紹介しますなど、盛りだくさんになっています。詳しくは、こちらのチラシをご覧くださいだと思います。スマートフォン講座や認知症サポーター養成講座も開催予定で、スマートフォン講座のほうは若干応募が少ないようで、まだ定員に余裕があるということです。認知症サポーターの養成講座につきましてはかなり人気がございます、定員に達しています。こちらのイベントにつきましては、市民環境フェスティバル、摂津市民健康まつりと同時開催となっておりますので、お時間許します方は、ぜひご参加いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>そして2点目にこの審議会に関してのお知らせです。現在の委員の皆様のご委嘱期間が令和5年3月31日、令和4年度末までとなっております。4月1日以降につきましては順次、団体の事務局などに推薦についての依頼をさせていただきます。また市民公募の委員の皆様につきましても広報せつ2月号で公募する予定となっておりますので、ぜひ応募を検討いただければと思います。</p> <p>そして最後、3点目ですが、次回のこの審議会の開催日につきましては3月下旬を予定しております。日程につきましては、1か月ほど前にまたご案内をさせていただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>1点だけ補足です。案件3のニーズ調査についてですが、本日、委員の皆様からこういった内容、観点を加えてはどうかというご意見いただきました。そのご意見の反映については、内容を会長とご相談させていただきまして、反映できる部分については反映させていくという形をとらせていただきたいと思います。その旨のご報告です。</p>
3.閉会	
会長	<p>ありがとうございます。本日、これにて会議を終了とさせていただきます。皆様活発なご議論ありがとうございました。</p>